

通所型サービス（現行相当）、通所型サービス（短期集中）の事業比較

	通所型サービス（現行相当）事業 基準概要	通所型サービス（短期集中）事業 基準概要
事業の一般原則	<p>1 通所型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 通所型サービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、本市、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	
基本方針	<p>利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上並びに日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作能力（IADL）の改善のための短期間の集中的な機能訓練等の提供を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>
人員基準	<p>1 事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員（専従の者に限る。）が勤務している時間数の合計をサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(2) 看護職員（看護師又は准看護師） サービスの単位ごとに専ら当該サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p>	<p>1 事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運動器の機能向上プログラム担当者 理学療法士、作業療法士又は柔道整復師（指定通所型サービス（短期集中）を提供している時間帯を通じて専ら当該指定通所型サービス（短期集中）提供に当たる者）の員数は、単位ごとに1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(2) 口腔機能向上プログラム担当者 歯科衛生士又は言語聴覚士（口腔機能向上プログラムを提供している時間</p>

	<p>(3) 介護職員 サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員（専従の者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数（以下「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>※ 同一の事業所において指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定通所型サービス（基準緩和）を一体的に運営している場合にあつては、人員に係る基準の利用者はそれらの利用者の合計とする。</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該指定通所型サービス（現行相当）事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所型サービス（現行相当）の単位ごとに、当該指定通所型サービス（現行相当）を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専従の者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p>	<p>帯を通じて専ら当該プログラムの提供に当たる者）の員数は、単位ごとに1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(3) 栄養改善プログラム担当者 管理栄養士（栄養改善プログラムを提供している時間帯を通じて専ら当該プログラムの提供に当たる者）の員数は、単位ごとに1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 従事者 単位ごとに、利用者の数が5人を超える場合にあつては、専ら当該サービスの提供に当たる従事者が、利用者の数が5人を超える部分の数を5で除して得た数以上確保されるために必要と認められる数</p>
--	---	--

	<p>3 サービスの単位ごとに、介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、看護職員又は介護職員）を常時1人以上サービスに従事させなければならない。</p> <p>4 上記にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他のサービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 上記のサービスの単位は、指定通所型サービス（現行相当）であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者をいう。以下同じ。）とし、当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定通所型サービス（現行相当）の指定を併せて受け、かつ、それらの事業を同一の事業所において、一体的に運営している場合については、当該併せて受けた指定に係る事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 上記にかかわらず、従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定通所型サービス（短期集中）と一体的に運営する他の指定通所型サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。</p> <p>3 上記のサービスの単位は、指定通所型サービスであって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>
--	--	---

<p>管理者</p>	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>設備、備品等</p>	<p>事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービス（現行相当）の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さが確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。</p>	<p>同左</p>

	<p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービス（現行相当）の提供に支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>4 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の事業と同一の事業所において一体的に提供されている場合については、それらの設備に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
内容及び手続の説明及び同意	<p>サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	同左
提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。</p>	同左
サービス提供困難時の対応	<p>通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他のサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	同左

<p>受給資格等の確認</p>	<p>サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者の該当の有無を確かめるものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>要支援認定の申請に係る援助</p>	<p>サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>同左</p>
<p>心身の状況等の把握</p>	<p>サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>同左</p>
<p>介護予防支援事業者等との連携</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</li> <li>2 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</li> </ol>	<p>同左</p>

<p>法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p>	<p>サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること等必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>同左</p>
<p>介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供</p>	<p>介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。</p>	<p>同左</p>
<p>介護予防サービス計画等の変更の援助</p>	<p>利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>同左</p>
<p>サービスの提供の記録</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</li> <li>2 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</li> </ol>	<p>同左</p>
<p>利用料等の受領</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、利用者から利用料の支払を受けるものとする。</li> <li>2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所型サービス（現行相当）を提供し</li> </ol>	<p>同左</p>

	<p>た際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型サービス（現行相当）に係る第1号事業支給費の基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、前項の利用料のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</li><li>(2) 食事の提供に要する費用</li><li>(3) おむつ代</li><li>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所型サービス（現行相当）の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</li></ul> <p>4 前項第2号に係る費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に準ずるものとする。</p> <p>5 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	
--	--	--



利用者に関する 本市への通知	サービスの提供を受けている利用者が不正な行為によって第1号事業給付費の支給を受け、又は受けようとした場合等には、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。	同左
緊急時等の対応	従業者は、現にサービス（の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。	同左
管理者等の責務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の管理者は、従業者及びサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</li> <li>2 管理者は、従業者に規定を順守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</li> </ol>	同左
運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>(3) 営業日及び営業時間</li> <li>(4) 指定通所型サービス（現行相当）の利用定員</li> <li>(5) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>(6) 通常の事業の実施地域</li> <li>(7) サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>(8) 緊急時等における対応方法</li> <li>(9) 非常災害対策</li> <li>(10) その他運営に関する重要事項</li> </ol>	同左

勤務体制の確保等	<p>1 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 事業所ごとに、事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	同左
定員の遵守	<p>利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	同左
非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	同左
衛生管理等	<p>1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	同左
掲示	<p>事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	同左

秘密保持等	<p>1 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	同左
広告	<p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	同左
介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止	<p>介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	同左
苦情処理	<p>1 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導等を受けた場合</p>	同左

	<p>は、当該指導等に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。</p>	
地域との連携	<p>事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、相談及び援助を行う事業その他の本市が別に実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	同左
事故発生時の対応	<p>1 サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	同左
会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	同左
記録の整備	<p>1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 通所型サービス(現行相当)計画</p>	<p>1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 通所型サービス(短期集中)計画及びモニタリング記録</p>

	<p>(2) 提供した具体的なサービス内容等の記録</p> <p>(3) 本市への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(2) 提供した具体的なサービス内容等の記録</p> <p>(3) 本市への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>基本取扱方針</p>	<p>1 サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たらなければならない。</p> <p>4 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>1 サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 サービスの提供に当たり、単に利用者の一時的な運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等だけを目的とするものではなく、当該心身機能の改善等が当該サービス利用終了後においても、維持・継続でき、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たらなければならない。</p> <p>4 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定選択通所サービス事業者は、指定通所型サービス（短期集中）の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>

<p>具体的取扱方針</p>	<p>(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2) 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間（最長6か月を限度とする。）等を記載した通所型サービス（現行相当）計画を作成するものとする。</p> <p>(3) サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>(4) 管理者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(5) 管理者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(6) サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、当該利用者が有する運動器又は口腔機能、栄養状態等の課題分析を行うものとする。</p> <p>(2) 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望や課題の分析結果を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、頻度、サービスの提供を行う期間（原則3か月とし、1回に限り3か月継続できるものとする。）等を記載した通所型サービス（短期集中）計画を作成するものとする。</p> <p>(3) サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>(4) 管理者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(5) 管理者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(6) サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう、利用者が有する運動</p>
----------------	---	--

	<p>(7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(8) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(9) 管理者は、サービス計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した</p>	<p>器、口腔機能、栄養状態等の課題の解決に必要な支援を行うものとする。</p> <p>(7) サービスの提供は、1回当たり2時間以上、原則として週に1回以上行うものとし、その内容は、運動器の機能向上プログラムに加え、口腔機能向上プログラム及び栄養改善プログラムをそれぞれ月に1回以上行うものとする。</p> <p>(8) サービスのうち運動器機能向上プログラムの提供に当たっては、スポーツ活動を行うものではなく、利用者が個人として自宅で継続して取り組むことができるような、ストレッチ、バランス運動、筋力向上運動、機能的運動等を組み合わせたプログラムを実施すること。</p> <p>(9) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(10) 管理者は、サービス計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービス計画に係る利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するととも</p>
--	---	--

	<p>介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>(10) 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。</p> <p>(11) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。</p>	<p>に、当該通所型サービス（短期集中）計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス（短期集中）計画に基づくサービスの提供による課題の達成状況等の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>(11) 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。</p> <p>(12) 管理者は、サービス計画に基づくサービスの提供が終了した際には、当該サービスの実施状況を踏まえ利用者が自宅で継続した活動を続けることができるよう、モニタリングの結果について当該利用者に対し説明した上で交付しなければならない。</p>
<p>提供に当たっ ての留意点</p>	<p>サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>(2) 運動器の機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p>	<p>同左</p>



	<p>(3) サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p>	
<p>安全管理体制等の確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。</li> <li>2 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。</li> <li>3 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等の当日の体調を確認するとともに、無理のない程度なサービスな内容となるよう努めなければならない。</li> <li>4 指定通所型サービス（現行相当）事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</li> </ol>	<p>同左</p>